

このいじめ問題につきましては、平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行された比較的新しい法律であります。これも時代の要請なのかと感じています。岩倉市でも皆さまにお願いしています「いじめ問題対策連絡協議会」の他に重大事態が発生した場合に対応していただく「いじめ問題専門委員会」という組織もあります。いじめについては、直近では名古屋市で重大事態がありました。いじめ問題の報道を耳にしない日が無いくらい、多数発生しております。岩倉市においては、今のところ重大事態には至っておりませんが、議題でも取り上げさせていただいているように、いじめについては認知されているものがあります。また、近年のいじめは見えにくくなっていることが特徴であるのではないかと感じています。この会議では、関係団体の方々から色々なお話をうかがいながら、また、取組事例のご紹介をいただきながら、いじめの未然防止に取り組んでいきたいと考えています。また、本日の会議でいただきましたご意見等を反映し、岩倉市全体のいじめ問題対策に努めてまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。また、引き続き、連携や協力をお願いしたいと思います。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：次に次第 4 の委員紹介です。名簿の順に自己紹介の形をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(自己紹介) 名簿順

事務局：ありがとうございました。次に会長の選任に移りたいと思います。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 6 条第 1 項の規定により会長は委員の互選によることとされています。慣例により事務局からご提案させていただくこととしてよろしいですか。

(異議なし)

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局からご提案させていただきます。会長には、岩倉市校長会長である岩倉北小学校長の尾関俊徳委員を事務局案としてご提案させていただきます。ご異議がなければ拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

事務局：ありがとうございました。尾関委員は前の席に移動をお願いします。ここで尾関会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

会長：皆さんのご推薦により会長を務めることになりました岩倉北小学校長の尾関俊徳です。よろしくお願ひします。不慣れな中で努めさせていただきますので、皆さまのご協力をお願ひします。また、先ほど教育こども未来部長からのあいさつにもありましたように、未然防止、早期発見・早期対応ができるような有意義な話し合いの場になればと思ひていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは議題の(1)より尾関会長に議事進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長：それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。始めに本会の運営について確認しておきたいと思ひます。事務局より説明をお願ひします。

事務局：本日の協議会の議事録については、署名人を置かずに要点整理で行うこととしてよろしいでしょうか。議事録は作成できた段階で委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録として確定し、市のホームページで公表することといたしますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

3 議題

会長：それでは議題の(1)岩倉市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明をお願ひします。

事務局：平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、平成 26 年 9 月には愛知県いじめ防止基本方針が示されました。これを受けて本市でも平成 27 年度から岩倉市いじめ防止基本方針の策定に向けてスタートしました。策定には市民意見も募集しながら、平成 28 年 11 月に完成しています。資料 4 の岩倉市子ども条例は、岩倉市の子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、平成 21 年 1 月に施行しました。この条例では、子どもの権利を尊重し、また、他の人の権利を尊重するよう努めなければいけないと定められています。本協議会については、資料 3 の 5 ページと 6 ページに記載があります。本協議会は、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき設置されており、役割としては、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進、関係機関及び団体相互の連絡調整となっておりますが、その他、いじめの防止等に関する取組が、この岩倉市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかの点検等を行っていただく役割も担っていただくこととなります。委員の皆さまには、いじめの発生の未然防止に関する対策の充実を図るため、いじめに関する情報提供や、関係機関同士連携して実施できる取組等について、積極的なご提案をいただきたいと思ひます。また、市ではこの連絡協

議会以外に岩倉市いじめ問題専門委員会という教育委員会の附属機関を設置しています。この委員会は、大学教授、弁護士、医師、臨床心理士等で構成されています。実際に学校で発生した事例等を検証し、再発防止に向けての改善策について、ご意見やご助言をいただくものです。こちらも通常、年2回の開催を基本としていますが、重大事案の発生時や、専門委員会の開催が望ましいと判断した場合には開催することになります。なお、重大事態にあたる場合とは、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるような場合です。方針の9ページに体制図を掲載しておりますのでご参照ください。対策連絡協議会についての説明は以上となります。

会長：続いて議題の(2)岩倉市におけるいじめの認知件数の推移について事務局より説明をお願いします。

事務局：資料5は、昨年度、平成30年度まで過去12年間のいじめの認知件数をまとめたものです。棒グラフの下の斜線部分が小学校、上の部分が中学校の件数です。認知件数は、平成20年度を除き、例年30件前後で推移していますが、児童生徒数は、ほぼ毎年減少傾向にありますので、児童生徒数に対する認知件数は増加傾向にあるといえます。また、平成24年度までは、小学校の認知件数に比べて、中学校の認知件数が上回っていましたが、平成25年度以降は、毎年、小学校の認知件数が中学校を上回っているという結果が出ています。文部科学省が実施するいじめに関する調査の最新のまとめでは、平成30年度の全国でのいじめの認知件数は、小学校42万5,844件、中学校9万7,704件でともに過去最多となり、やはり小学校の認知件数が中学校の認知件数を大きく上回った結果が出ています。

会長：続いて議題の(3)岩倉市におけるいじめの相談体制について事務局より説明をお願いします。

事務局：本市では、子どもとその保護者が悩みを相談できるように、全小中学校に「子どもと親の相談員」を配置しています。相談活動を通して、児童生徒の悩みや問題をはじめ、保護者からの相談にも対応することにより、不登校などの早期発見、早期対応や未然防止を図っています。資料6は、平成30年度に子どもと親の相談員が相談を受けた件数等の状況です。相談内容は、友人関係や家庭・家族の問題についての件数が多く、その他にも学習の悩み、先生との関係、身体の悩み等さまざまな相談が寄せられています。相談室で対応だけではなく、教室や廊下での立ち話等も内容によっては相談件数としてカウントしています。相談内容の状況は、小学校では、友人関係に関する相談が448件と一番多く、次いで、先生との関係が218件、次に学習の悩み

86 件の順になっています。いじめに関する相談は 21 件でした。中学校では、2 校の中学校で相談内容にばらつきがありますが、両校とも多いのは友人関係に関する相談で、合わせて 180 件でした。岩倉中学校では、先生との関係 172 件、身体の悩み 85 件、家庭・家族の問題 85 件といった順になっています。また、南部中学校では、家庭・家族の問題が 237 件と大変多くなっており、次いで学習の悩み 209 件といった状況です。両中学校ともにいじめに関する相談は 0 件でした。また、保護者や教師との相談件数は、小中合わせて 382 件、児童生徒への学習支援は 860 件といった状況でした。相談員は、相談内容により、教師と連携して解決に当たり、必要に応じて家庭訪問も実施し、早期の問題解決を図っています。こうした相談員の他に、県によるスクールカウンセラーが岩倉北小学校、曾野小学校、岩倉中学校、南部中学校に配置されており、児童生徒や保護者のカウンセリングを行っています。資料 7 は、平成 30 年度のスクールカウンセラーへの相談件数等の状況です。上の段が小学校、下の段が中学校の状況となっています。なお、(A) は不登校の状態にある児童生徒からの相談件数となっています。また、教師からの相談件数には、カウンセラーと教師とによる情報交換の会議等も含まれていますのでご承知おきください。小学校では、相談者のほとんどが保護者と教師が占め保護者が 143 件、教師が 160 件と、両方で全体の 93% となっています。相談内容では、心身の健康・保健が 78 件、発達障害等に関するものが 60 件、次いで、友人関係、学業・進路・学習の順となっています。下の段の中学校では、943 件の相談件数のうち、約 72% にあたる 680 件が教師からの相談です。次いで保護者の 232 件、子どもの 30 件で、小学校に比べ、中学校では、生徒本人からの相談が多くなっています。相談内容としては、心身の健康・保健、発達障害等が多くを占めています。相談件数等の状況は以上のとおりですが、本市では、スクールカウンセラーの他、今年度から市役所にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、適応指導教室「おおくす」に、教育相談員と臨床心理士を配置して、カウンセリング活動を行うなど、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりを行っています。こうした、相談しやすい体制づくりについて、各自治体でも SNS を利用した相談窓口の設置等、様々な取組が進められていますが、このような相談体制づくりについて、本市としての今後の取組について、ご意見をお聞かせいただければと思います。説明は、以上です。

会長：ありがとうございました。先ほどの事務局の説明で聞きたい点など、皆さまからご意見をお願いします。

委員：教師からの相談件数がかかなり多くなっていますが、これはどういったことでしょうか。

事務局：資料では、教師の相談件数ということで計上してありますが、子どもからの相

談や保護者からの相談を受けた、その子どもの担任との打合せについても、この相談件数には含まれています。実際に教師自らの案件で、カウンセラーに相談したといった件数は、岩倉市では殆どないといった状況になっています。

会長：ありがとうございました。先ほど、南部中学校と岩倉中学校の件数が大きく違うといった説明がありましたが、それに対して、有尾委員から何かご意見はありますか。

委員：子どもと親の相談員へのニーズが学校によって違うのではないかと思います。岩倉中学校のことはよく分かりませんが、本校においては不登校傾向の子どもたちの相談や対応については、相談員の方へシフトしています。また、親子関係やいじめなどの人間関係の悩みについては、教員やスクールカウンセラーが受け止めるということになっています。このように役割分担がしてあります。岩倉中学校については、そのすみ分けが逆になっている可能性もありますので、そのような意味でバラツキがあると理解していただければ良いのではないのでしょうか。特に中学校に関しての問題は、いじめは勿論であります。それ以上に不登校や親子関係が問題になっています。

会長：ありがとうございました。これに対して保護者の立場で何かございますか。

委員：私は介護施設で働いていますが、市内の中学校の不登校のお子さんが、私の働いているグループホームに来ていただいたことがありました。その中で、学校には行きたくないが、施設には来られるようになりましてと言っていたお子さんがいました。学校外では、このような取組も行っています。しかし、他の職員から聞いた話ですが、別の学校では、学校に来られるようにしたいのに、なぜ施設に行かせるのかといった意見もあったようです。このように、子どもには学校に来てもらいたいといった気持ちが強いようです。

会長：ありがとうございました。この後は、議題の(4)各機関におけるいじめ防止に関する取組についてに入りますので、皆さまからご意見をうかがいたいと思います。よく話題になるのが大人に相談してくれれば良かったのに、親に心配を掛けさせたくないから話せなかったであるとか、または、相談しにくかったなど、色々なことがあります。各機関では、どのような形の相談窓口があり、どのように周知しているのか。また、子どもたちに知ってもらえると良いのか。または、それぞれの機関が独自に子どもたちに対してアタックしていただいているような取組がありましたら、この場で挙げていただいて、皆さんで共通認識を持っていきたいと思っております。

委員：児童相談センターでは、比較的いじめの相談件数は少ないですが、主には電話でのお問い合わせを受けています。いじめの被害を受けたお子さんの相談が多くなっていますが、その場合は、丁寧にその状況をお尋ねした上で、児童相談センターとしては直接的に被害児、加害児の間を取り持つというのは、非常に難しい事案であるため、被害にあったお子さんについてはカウンセリングや適切な解決方法として、スクールカウンセラーや学校へのフィードバックということを可能な範囲での対応としてやっています。もう一点としましては、加害児の場合は、あまり例はありませんが、例えば法に触れるような金銭摂取、あるいは暴行といった重大な事案である場合は、警察に認知がされると14歳以下であれば触法行為ということで、児童相談所に通告が来ることになります。そうした場合には、児童相談センターに児童生徒、保護者に来ていただいた上で、事実認定、再発防止に向けた指導を行うといったことをしています。内容といたしましては、児童心理士が加害児に対する発達検査、知能検査、家庭環境などの背景の調査を行い、適切な子どもの権利や子どもの人権教育を行った上で、再発防止に指導を行うことが考えられる方法です。管内では重大事案は発生していませんが、児童相談センターが取り組む内容としては、このようなことがあります。

会長：ありがとうございます。相談窓口を周知するためには、どのような活動をされていますか。

委員：児童相談センターは、虐待の対策を中心に行っていますので、積極的にいじめの防止活動を行ってはいませんが、児童精神科へのカウンセリングを紹介させていただいています。

会長：いじめという訳ではなく、児童相談センターに相談したくてお電話される方が多いのですか。

委員：子どものケア的なことでご相談される方が多いですね。

会長：今、人権のお話しが出てきましたが、未然防止などについてお話ししていただけますか。

委員：昨日も五条川小学校で人権教室を行いました。また、4年生から6年生が対象ですが、各学校を回ってアンケートを行ったり、子どもたちに悪口を言う子やいじめられている子、素通りをする子を設定し、劇をして人権の啓発を行ったりしています。また、私が幸せに思っているのは、人権のことは、各小中学校と教育委員会が一体となって「岩倉市子ども人権合い言葉」を作り、それを縮小したカードを小中

学生が1枚ずつ持っています。特に、人を大切にすることが一番大事だと思いますので、小中学校は大変、頑張っていると思います。また、去年は岩倉市子ども人権の歌の「また明日ね」もでき、昼食の時や下校時、また講演会の時などに歌を流し啓発をしています。また、いじめの大きな原因としては、親の接し方もあると思います。そのため、4か月健診では子どもへの接し方については、気を付けないと、大きくなってからいじめられる子どもになったり、いじめっ子になったりすることをお話しています。また、しつけについて家庭の役割をしっかりと理解されていない親がお見えですので、その点を4か月健診の際や幼稚園・保育園での講演でお話しさせていただき、できるだけ温かい家庭づくりを啓発させていただいています。

会長：もちろん、学校も温かい学校、温かい教室にしていかなければならないと思っています。そのため、温かい場所が色々な所にあると、子どもたちは頑張れるのではないかと感じます。子どもたちが安心して帰って来られる場所がいくつかあると幸せではないかと思います。次に主任児童委員として子どもたちと関わっていられると思いますが、委員が相談を受ける中で感じていることや、または、こうすると良いと思うようなことがありましたら紹介してください。

委員：先日、各学校の訪問が終わりましたが、スマートフォンを使ったLINEでいじめがあったということを知りました。それは、5年生のグループでしたが9人のグループ中、1人だけが母親のスマートフォンを使用していましたが、それ以外は自分のスマートフォンを使っているそうです。悪口を書かれても親もこのようなことは有り得るということで済ませている人もいるようでした。いじめの問題については、私たちがどのように捉えていったら良いのかということをお場で議論しなければならないのではないかと感じました。

会長：いじめの捉え方ですか。

委員：捉え方というよりは、数値だけを見れば、いじめはこれだけの件数があることは分かりますが、いじめの中身が具体的に伝わってこないことに問題があると思います。また、いじめている子、いじめられている子の本人たちも、今のスマートフォンの話のように、どのように行われているのか、親はどう思っているのかなど、それぞれのケースで全部違っていると思います。先ほどの委員のお話のように、知らん顔をして通り過ぎてしまうのも、いじめとして捉えられるということもあります。私個人の考えてとしては、資料に示されている件数は曖昧な感じがします。

会長：いじめの定義については示されていますが、インターネットやスマートフォンも含めて、いじめの認知件数として捉えるようになってきているなど、徐々に変わって

きています。

委員: いじめというのは色々な定義があると思いますが、私は基本的に本人がいじめられていると感じた時にいじめは発生していると思います。これらを現場にいる人たちは、どのように受け止めていったら良いのかをしっかりと議論がされないと、数値だけ見ても解決していかないと思います。

会長: 学校でも子どもたちの心の中まで覗くことができないため、このような事をするだけ明らかにするというところで色々な取組を行っています。それでは、具体的に学校ではどのような取組を行っているのか紹介していただけますか。

委員: とても大事な問題が提起されていたと思います。いじめ防止対策推進法により定義されたいじめは、本人が心身に感じたらいじめとされています。もっともな話だと思いますが、それを法律で定義してしまったからこそ、先ほどの問題が出て来ていると思います。あいさつをしたら素通りされ、嫌だと感じたことをいじめと捉える。それが保護者に伝わって保護者が訴えると、保護者同士の問題になってしまいます。子ども同士の問題ではなくなってしまいます。そもそも、学校で済ませることができることが済まされなくなってきていることを理解していただきたいと思います。これをどのように克服していくのかは、丁寧な事実確認しかないと感じています。ただ、それが小さい子どもの場合は、記憶が曖昧になってしまいます。なぜ、中学生で認知件数が少なくなっているのかというと、記憶が確かであり、周りの子どもたちも見ている状況であるため、聞き取る内容の正確性が高いため事実確認がしっかりでき、当事者同士の話で済ませることができます。軽々しいいじめ問題と言いますが、小さなことが大きくなってしまいうことがあるといことを知っておいていただきたいと思います。また、現場としては申し出てもらうことが大事でありますし、申し出てもらったから一度確かめることが大事であると思います。それで、ある程度解決できるケースが多いと思います。まずは、現場としては申し出てもらえるだけの人間関係を作っていく必要があると思っています。

会長: 申し出てもらう、そして、丁寧な事実確認をするということがポイントとして挙げられました。その他にも、なかなか申し出にくいような場合があるため、各学校とも年3回以上アンケート調査などを行っています。子どもたちからいじめや悩みなどの聞き取りを行いながら、口では言いたくなくても伝えられるような努力をしています。

委員: 法務局では毎年6月に「子ども人権 SOS ミニレター」を全小中学校に配布しています。誰にも相談できない子どもが、その「子ども人権 SOS ミニレター」を法務局に

送ると、法務局から返事が返ってくる取組をしています。岩倉市からは、毎年5～6通程度になっています。その中で、過去には人権問題に関わる可能性がある場合は、法務局と連携を取って、その学校の校長先生に話に行ったりしたことがありました。誰とも話ができない子どもでもフォローしている窓口はあるということをご承知ください。

委員：先ほどお話がありましたスマートフォンのいじめは、深刻になっています。今、卒業を前にした3年生と校長室で会食会を開いていますが、昨日は8人の子どもが来てくれました。その中で、スマートフォンの話題が出たので、この中でスマートフォンを持っている人は何人いるのか聞いたところ、8人中7人が所有していました。おそらく、これくらいの割合で中学生が自分または自分が使用できるスマートフォンを持っているのであろうと思われます。

会長：今は小学校でもスマートフォンを持っており、LINEのグループを作っています。その中で重大事案までは至っていませんが、色々な問題は起きています。本当に注意していかなければならないと感じています。このような点で、母親の立場としてどのようにお考えですか。

委員：自分は、娘が5、6年生で息子が2年生で、子どもが3人います。テレビでも報道されていましたが、小学生でも55%がスマートフォンを所有しているようです。自分のスマートフォンを持っている子もいますし、親のお古を自宅のWi-Fiを利用して使用している子どももいるようです。私自身も6年生の子どもにはスマートフォンを与えていますが、今は小学生の使用を限定したフィルターといったものを掛けています。このような約束でスマートフォンを持たせました。最初はYouTubeも見せない約束でした。今の時代は必要なツールであるとは思いますが、いかに正しい使い方をまずは親が教えなければならぬと感じています。しかし、周りの友だちについては、意外とフィルターが掛かっていないようで、友だちからは、「そんな何もできないスマートフォンで何が楽しいの?」と言われてたりするみたいです。最近、YouTubeを12歳までの子どもまでが見られるものまでは許しましたが、LINEで友だちとやり取りしていることは把握しています。ただし、LINEの中身まではプライバシーもあるため見たりはしません。やはり正しい使い方を教えなければならぬと感じています。

会長：LINEだと写真や動画も送ることができますからね。

委員：そういったことは絶対しないといった約束でスマートフォンを持たせています。ただ、インフルエンザで学校を休んだ時に連絡帳の写メは送っても良かいと聞かれ

たときには認めましたが、それ以外のものは使用してはいけないことにしています。

会長：何か心配なことはありますか。

委員：友だちによっては、インスタグラムやTikTokを使用している子も見え、他人と繋がれることが、本当に怖いことだと思います。何かあってからでは遅いので、その点の重要性を大人がしっかりと理解して、しっかりと伝えていくべきだと思います。

委員：まずは、他人が見えないようにロックを掛けさせないといけないと思います。SNSは、一人一人アイコンがあり、アイコンを選ぶと、その人の友だちが表示されたりするので、その人たちが見るができないようにしないと、友だちの友だちまで、ずっと繋がってしまいます。そのため、必ずロックは掛けさせないもの凄く拡散すると思います。

委員：SNSは、一言二言ですが、常にチェックしているため、2分間の会話がA4の用紙両面に4枚から5枚程度になったということを知りました。このことから、常に洗脳されたようにSNSを使用しているということの想像がつかますよね。

会長：それは、何人との会話ですか。

委員：9人です。

委員：対象の児童の学年は何年生ですか。

委員：5年生です。

委員：会話するように投稿しているのですね。

委員：中にはスタンプもあったようですが。

会長：先ほど法務局の「子ども人権SOSミニレター」の話がありましたが、「子ども人権SOSミニレター」以外にも、色々な相談窓口があると思います。子どもたちからの相談を含めて、法務局ではどのような活動を行っているのか教えていただけますか。

委員：「子ども人権SOSミニレター」は、6月頃に各学校に配布しており、全児童生徒に配布していただくようお願いし、子どもたちの手に届くようにしています。用紙はA3サイズの大きさで、それを半分に折ってA4サイズになっています。相談したい

ことがある場合は、子どもたちは、その用紙に直接相談内容を書いて、書いたものは、そのままハサミで切り取れば、封筒になるようになっています。また、切手を貼る必要はないため、そのままポストに投函すれば法務局に届く仕組みになっています。県下では名古屋に一括で届くこととなりますが、その後、担当管轄の各法務局に届くようになっています。その後の返信は、人権擁護委員にご協力いただいたり、法務局の職員が書いたりして返信をしています。相談の内容としては、両親や学校の先生にも相談しにくいといったことで、手紙を書いてくれる子どもたちがいます。我々は、その子どもたちに直接何かをするということは難しいので、一時的にはご両親に相談を勧めたり、担任の先生に相談しづらければ保健室の先生やスクールカウンセラーに相談してみてもどうかといったアドバイスを書いて返信しています。また、相談を書いた用紙を送ってしまうと手元に用紙が残らなくなってしまうため、返信するときには新しい用紙を入れて送るようにしています。それ以外には、学校をお願いをし、図書館などに SOS ミニレターの投函箱を置かせていただく活動もしています。また、先ほどお話がありました LINE については、愛知県下では LINE での人権相談を受けています。愛知県在住の方が LINE を登録すると、そこで相談を受けられる仕組みになっています。直接、一宮支局で行っている訳ではないため、実績などは承知していませんが、LINE で相談を受けると短い文章での会話が続いていくため、深く聞いて行くといじめではないといったことがあり、何を訴えたいのかを理解するのが難しくなっています。名古屋の法務局の職員や名古屋の人権擁護委員、また、心理カウンセラーも一時的に在席し、そのメンバーで LINE を使ってやり取りをして相談を聞いているということをしています。また、先ほども子どもたちが YouTube を見るといったお話がありましたが、インターネット上に掲載してほしくない情報などを削除してほしいといった相談が寄せられることもあります。国の機関としては、その情報については、はっきりとした違法性があれば、直接、削除要請をとることはできますが、その判断がすごく難しいところがあります。その場合は、相談にご両親がお見えになることが多いですので、どのサイトでも削除する方法があり、まずはその方法を試してはどうかと一時的なご案内をしています。それでも、なかなか削除してもらえないという時には、法務局にお越しいただいて、明らかに違法性があると判断ができれば、国の方から削除を依頼するというを行っています。私自身、今年も 1 件、削除の依頼を行っていますが、必ずしも運営サイト側が削除するものではないというのが実情です。あと、スマートフォンについても各学校では、携帯電話会社と連携して安全教室を行っていると思いますが、法務局でもスマートフォンの安全教室と人権教室をセットで行っています。

会長：たくさんの活動をしていただき、ありがとうございます。次に、警察での取組について教えていただきたいと思います。

委員：警察署にいじめ問題で相談があることは、意外と少なくなっています。よくあるのが、学校に相談したけれど、本人にとって納得する回答が得られなかった時に警察に相談しに来られるケースが多いように思います。そのため、私はまずはお話を聞いて、意向をうかがうようにしています。その後は、学校に相談があった旨を連絡し、実際の状況について確認した上で、総合的な判断を持って、相談者には回答するような対応をさせていただいています。また、警察に相談にお越しになるということは、必ず相手方を処罰してほしいといった意向を持っていますので、意向には沿って行きますが、その点についても学校に協力を得ながら、検挙が必要な場合は検挙し、児童相談所などと協力し合っただけで対応しているというのが実情です。さらに、警察にはスクールサポーターが在籍しており、よく学校にも訪問しています。そこで、お話を聞く機会がありますが、そこからあまり警察として対応しなければならないといった報告は聞いていないため、実際にいじめ問題では、警察が踏み込んでいくといったケースは無いのが実情であります。あくまでも、警察は学校と連携をとってやっていきたいと考えています。また、スクールサポーターが年間数回、学校に訪問することがありますので、その時に問題があれば情報を提供していただきたいと思います。

委員：議題の(3)に戻りますが、資料5、6、7にいじめの認知件数が掲載されていますが、どのような経緯で認知がされていますか。また、これらの資料同士はリンクされていますか。さらに、スクールカウンセラーは、日常的に先生にも相談できないような子どもたちの相談を受けているのではないかと思います。そこでのいじめの認知件数が少ないと思います。認知にあたっては、どうすれば子どもたちがSOSを発信しやすいのか、子どもからの声をどう受け止めているのかを教えてくださいか。

事務局：まず、最初の質問の認知の方法は、様々となっています。もちろん、教師が子どもたちの様子を見ながら気づいて声を掛けるといったこともありますし、年間3回の担任の先生との教育相談であったり、いじめアンケート調査の中からの認知であったり、あるいは児童生徒から直接的に担任や養護教諭に相談があったりといった形で認知されるといった状況になっています。子どもと親の相談員への相談件数のリンクにつきましては、子どもから相談員に相談に行き、認知に繋がったケースもあります。あと、スクールカウンセラーに児童生徒が直接的にいじめの相談をされるといったケースは非常に少ないように感じます。あくまでも子どもの相談は、教師が中心になって行うことにしています。なお、スクールカウンセラーを勧めることもありますが、スクールカウンセラーが対応されるケースは、主に保護者の対応で殆どの持ち時間数が埋まっているような状況です。

会長：スクールカウンセラーについては、週に1日の配置でありますので、子どもたち

の対応までは難しいといった状況です。

委員：いじめっ子、いじめられっ子について、私の考え方が古いかもしれませんが、例えば、いじめの現場を周りの子どもが発見して、その子がいじめられっ子を助け、担任の先生や親に状況を報告した場合、いじめた子は先生などに指導を受けることになると思います。そこで、いじめっ子は、いじめていた子や助けた子に対して、先生などに報告したことを逆恨みすることがあるのではないのでしょうか。自分が中学生の頃は30年程前でしたので、拳と拳で分かり合えるような時代でしたが、今はどうなのでしょう。助けようと思っても、その後一緒にになっていじめられることが嫌なので、見て見ぬふりをするのではないのでしょうか。これは、子どもでも大人でも共通するようなことだと思いますので、いじめた子に対しての指導の仕方が最も重要ではないのでしょうか。また、いじめっ子は、言葉が達者な子どもが多く、いじめられる子は言葉にして上手に伝えられない子どもが多いように思います。そのため、その後のフォローをどのように考えていけばよいのでしょうか。

委員：私は教師もやっていましたので、続けて相談して来なさいということは指導していましたが、今でも言っています。そのような温かくない友だち関係を無くすために、視点を変えて学校では、ふわふわ言葉とちくちく言葉の講演をしています。昨日も五条川小学校で話をしてきましたが、「嫌な気持ちが多くなったらどうなると思う？」と聞くと、「学校に来られなくなる」とか、「不登校になる」とか、最後の子どもは「自殺する」といった発言までありました。自分が言った一言が、相手が自殺したときの一因になるかもしれないという話もしました。人が嫌がる言葉を使って欲しくありませんが、このような言葉は大人が使っているため子どもたちが使うのだと思います。そのため、大人もこのような言葉は使って欲しくないと思います。青少年問題協議会の時にもスマートフォンのお話が出ましたが、先ほど発言された委員は、子どものスマートフォンの使用を制限しているため、凄く立派なお母さんだと思います。ある学校へ行ったときに、ある母親からスマートフォンの使用はどうしたら良いですかといった相談が出ましたが、やはり子どもの保護者として親が止めるところは止めなければならないため、責任を持っていただきたいと思います。問題が起こっている子どもは、フィルターが凄く甘くなっているため、ことの深刻さを分かってもらいたいと思います。私が言いたいのは、親が大変なことになる可能性があることを知った上で、子どもにはスマートフォンを与えてほしいということを切に思いました。以前の会議でも教育長が「ママのスマホになりたい」という絵本を紹介されましたが、小さい時の環境は大事であるため、子どもから嫌だと言われるまで親は子どもに対してスキンシップをとってほしいと思います。PTAで集まった時にでも保護者にも広めていただきたいと思います。

会長: 子どもにスマートフォンを与えるときは、親に講習を受けてもらうようなことがあっても良いのかもしれないね。

委員: 仕返しの問題の不安については、拭うことができず、やむを得ないことだと思います。ただ、学校現場としては、いじめの問題が発生した際は、当事者が納得をする形、指導を受け入れるところまで指導しようと思っています。ここは信用していただきたいと思います。仕返しが起こるということは、納得をしていないということです。いじめをした側の子どもたち、また、周りの子どもたちも含めて、納得して次のステージに行けるように指導をやりきるということを各学校はしようと思っていますので、その点については信用していただきたいと思います。

会長: 指導をやりきって、先ほど発言された委員も言われたようにフォローして見守るところまで、学校では考えて行っているところです。ありがとうございました。そでは、福祉課では、どのような取組を行っているのかご紹介してください。

委員: 福祉課でも一宮児童相談センターと同じように、いじめに特化した取組はあまりないのが現状です。また、福祉課では、家庭児童相談室を設置していますので、子どもたちから連絡があり、相談があった場合には、学校と各関係機関に繋いでいく取組をしています。もし、家庭の問題等でありましたら児童相談センターであるとか、事件性があるものでしたら警察などへ繋いでいくといった形を取らせていただいています。

会長: ありがとうございます。本校は、福祉課の方々大変お世話になっており、連携して取り組ませていただいておりますので、ありがたいと思っています。

委員: 本日は、あまり話題に挙がっていませんが、先生との関係ということで、私も色々相談を受けることがあります。例えば、いじめの件数の資料に入っていないような個別に母親からの相談を受けることもあります。それは、子どものいじめの問題もありますが、それに加えて、これまでに何件かは、その母親が母親同士でいじめを受けていることもありました。これは、相談件数に入れてもらっている訳ではないため、このような実態もあることを知っていただきたいと思います。また、もう一つは、神戸市のように先生同士のいじめもあると思いますが、子どもが先生に感情を超えたところで怒られることもあるようです。子どもが、このことをストレスに感じることもあり、それを保護者も問題行動として捉えています。その辺りの問題を解決に向けてどうしていくのかということもあるように思います。

委員: 毎年、本校でも複数件このような申し出があります。このことについては、教員

に対して決してしてはいけない、十分に気を付けて子どもに向かうようにと徹底はしているところです。しかし、受け止める側の人間関係の問題や、また子どもたちの特性、教員の表現の仕方の特性もありますので、このような問題が出てくるのはやむを得ないと思います。そのため、このような問題が出てきた時には、冒頭にも申し上げたように申し出てきていただけるかどうかだと思います。学校と保護者との信頼関係だと思います。申し出ていただけたら学校は真摯に受け止める、明らかに少し変わったという結果まで示すことで、信頼関係が成り立っていくと思いますので、このようなことに努めなければならないと思っています。

会長：ありがとうございました。学校は敷居が高いと言われる方がお見えですが、お二人の委員は、PTA会長を務めていただいていると、このようなことはなく、先生たちは話をすれば何とかなると思っていたのではないかと思います。

委員：本当に先生たちは大変だと思います。

会長：ありがとうございます。しかし、大変ですが、先生と話をすれば、話して良かったと思っただけのことも多いと思いますので、保護者の方々に広めていただくとありがたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

会長：今日は沢山のご意見をいただくことができたと思います。ありがとうございました。これで本日の議事については終了させていただき、事務局に進行を戻します。

事務局：本日は、様々な関係機関の方からご意見をいただきましてありがとうございます。こうした色々なお立場の方が集まって情報交換ができる場として非常に有効な場であったと思います。また、本日はご質問などもたくさんいただき、より活発なご意見や提案をいただけて有意義であったと思います。次回は、3月中旬頃の開催を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。次回の協議会で取り上げてもらいたいような議題がありましたら、事前にお話しいただきたいと思います。以上で本日の会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご協議いただき、ありがとうございました。